

英国における「第三者のためにする契約」

——一九九九年契約（第三者の権利）法と判例の分析——

川 元 主 税

1 はじめに

契約当事者は契約関係にない第三者に対して権利を与えることができないという「契約関係の法理」^①によって阻害されていた「第三者のためにする契約」を広範に可能とする一九九九年契約（第三者の権利）法の施行から、七年余が経過した。長年にわたる立法化の努力と活発な議論の結実である同法は、契約の自由を一段と押しすすめるものとして多くの論者に好意的に迎えられ、実務上も積極的に活用されることが期待されていた。しかし、多数の業界で同法の適用を回避するための約款や標準書式の改訂が進められるなど否定的な反応が強いといわれ、訴訟の氾濫を招くというかつての反対論に肩すかしを食わせるように、^②裁判例もごく最近になってわずかに見られるようになったにすぎない。

熱望されていた法改革に続くこのいささか奇妙な静寂の第一の理由は、同法の認める「第三者の権利」の要件や

範囲が明確とはいえないことである。契約当事者が第三者に請求権を付与する意思表示をしていない場合であっても、契約が第三者に利益を与える内容であれば、権利付与の意思が当事者にあったと推定するのが本法の特徴であるが、「利益」の意味や証明責任の所在が条文上明らかではなく、さらに第三者の権利は契約全体と調和することが要求されているなど、第三者の権利の成立と範囲について契約当事者と第三者の双方にとって不確定にすぎ、それが同法の利用に対する消極的な反応につながっている。第二の理由は、同法が契約関係の法理を撤廃するのではなく、一定要件のもとに広範な例外を認めるという手法をとったうえで、既存の多様な例外法理をそのまま温存したことである。すなわち、第三者への権利の付与は同法制定以降も既存法理で実現することが可能であり、契約当事者や第三者の目には、未知の要素が多すぎる新法に敢えて依拠するより、たとえ様々な制約があり使いづらくはあっても要件や効果の確実さが保証されている既存法理の方がはるかに好ましく映るのであろう。

このように同法は制定後長らく、不確定な点が多すぎるために敬遠され、その結果いっこうに明確化が進まないという一種の悪循環の状況におかれていた。しかし、ようやく最近になって同法の中心的条項の適用が直接争われた判例が現れ、悪循環から抜け出すきっかけが生まれつつある。次章以下では、二つの判例の分析を通じて、同法の不確定さがどこまで解消されたかを明らかにし、今後同法がイギリス契約法に与えるであろうインパクトを探っていくが、その前に同法に対する実務の冷淡な態度の理由として上述した二点について解説を加えておく。

(一) 既存法理との関係

一九九九年法の起草に際しては、法体系への影響を最小限度に抑えるため、確立した既存の法理論や判例法理には可能な限り手を加えないという方針が最優先された。最も議論呼んだのはイギリス契約法の根幹をなす約因法理との関係であり、約因法理の抜本的な改革につながるとの懸念から本法への慎重論も根強かった。法律委員会

約因法理は契約の成立要件を定める準則、すなわち契約が成立するためには受約者から約因が提供されることが必要であるということを決めるものであるのに対し、同法が改正しようとしている契約関係の法理は、裁判所に救済を求めうるのは約因を提供した者に限られるという請求権者の範囲を限定する準則であるとして両者を切り分け、同法は約因法理の撤廃につながるものではないとの立場をとっている^④。

契約関係の法理は、「例外の迷路によって成り立っている」と評されるように、信託や代理、債権譲渡、附随契約といった様々な判例法理、および制定法によって多数の例外が認められていた。こうした例外の集積が法を複雑にしていること、およびそれぞれの例外法理がもつ過度の技巧性や制限の多さに対する不満や批判が本法の制定を強力に後押ししたのであるが、本法は契約関係の法理自体を「撤廃」したわけではなく、次に述べる要件のもとに「一般的かつ広範な例外」を新たに追加するものである。また、既存の例外法理を廃止するわけでもなく、同法制定後もそれらが併存し続けることを明文で認めている^⑤。したがって、第三者への権利付与を欲する契約当事者は同法の適用を排除して既存法理に依拠することも選択できるし、反対に、要件を満たさないために同法の適用が否定される場合であっても、第三者には既存法理にもとづいて権利を主張する可能性が残されている。

(二) 第三者の権利の要件

本稿の主たる考察対象である「第三者の権利」の要件を規定する条文は次の通りである^⑥。

第一条 契約を強行する第三者の権利

(1) 本法の規定にしたがい、契約の当事者以外の者（第三者）は、以下の場合に、自己の権利として契約条項を強行することができる。

- (a) 契約が、第三者による強行を明示的に認めている場合、または、
 - (b) 当該条項が、第三者に利益を与えることを目的としている場合。ただし、次項に定める場合を除く。
- (2) 第(1)項(b)は、第三者による当該条項の強行を当事者が意図していなかったことが契約の適切な解釈によって明らかである場合には適用されない。
- (3) 第三者は、氏名によって、またはある種の集団に属する者、もしくは一定の記述に該当する者として、契約のなかで明示的に特定されていなければならない。ただし、契約締結の当時に現存することを要しない。
- (4) 本条によって契約条項を強行する権利が第三者に与えられるためには、その権利が当該契約の他のすべての関連条項に服し、かつ調和することを条件とする。

すなわち、本法で第三者の権利が認められるのは、次の二つの場合である。①契約当事者が明示的に第三者に権利を付与している場合（一条一項(a)、および②契約条項が第三者に利益を与えることを目的としている場合（同(b)）である。いずれの場合も、その第三者は、何らかの形で特定されていることが必要である（一条三項）。②の場合には、さらに要件があり、契約が第三者に利益を与えるものであれば直ちにそれを強行する権利が第三者に認められるわけではなく、第三者に権利を取得させる意思が当事者にないことが契約の解釈から明らか場合には、結局第三者の権利は否定される。すなわち、問題の契約条項が特定の第三者に利益を与えるものであるという積極的要件が存在し、かつ、第三者への権利付与を当事者が否定していることが明白であるという消極的要件が存在しないこと、この二つの要件が満たされてはじめて②による第三者の権利が認められる。

①については、当事者意思の尊重からの当然の帰結であり、特に問題は生じない。これに対し、②には制定前から強い異論があったものの^⑤、次のような理由によって導入されるに至った。すなわち、明示条項がある場合だけで

はなく、黙示条項による第三者への権利付与も認める必要があること。①だけでは範囲が狭すぎ、第三者の権利を認めるべき場合の大半が適用範囲外におかれてしまうこと。①の方法が契約作成上望ましいとはいえず、多くの契約はそうように慎重に作成されるものではないこと^⑥。しかし、どのような理由づけをなすにしろ、②の二つの要件の規定の仕方は明確さを欠き、契約当事者がまったく付与するつもりがなかった権利が第三者に認められたり、あるいは付与するつもりであった以上の権利が第三者に認められたりといった事態が生じる恐れが大きい。「第三者に利益を与えることを目的としている」とはどのような場合か、「契約の解釈によって当事者の反対の意思が明白」とされるのはいかなる事情が存在する場合かなど、裁判例の積み重ねによって明らかにされねばならない問題点が数多く横たわっているのである。

2 *Nisshin v. Cleaves* ^⑦

本件は、一九九九年法をはじめて適用して第三者の権利を認めたリーディングケースであり、本法の中心的条項である一条一項(b)と同条二項の関係を明らかにしただけでなく、仲裁条項に関する八条の適用範囲について明確な解釈指針を示した事例として、海事実務上も大きな注目を集めた事件である。なお、八条の問題となった規定は以下の通りである。

第八条 仲裁条項

- (1) (a) 第一条にもとづく条項（「実体的条項」）を強行する権利が、紛争を仲裁に付託すべきことを定めた条項（「仲裁合意」）の適用を受け、かつ、

(b) その仲裁合意が一九九六年仲裁法第一章にいう書面による合意である場合には、第三者は、同法の適用上、実体的条項の強行について第三者と約束者との間で生じた紛争に関する仲裁合意の当事者とみなされる。

事実の概要

備船ブローカーが船主のために訴外備船者と交渉を行い、船主と備船者との間で備船契約を締結した。当該備船契約には、仲介手数料として船主が備船料の1%をブローカーに支払う旨の条項が含まれていた。ところが、ブローカーの主要株主が船主の競合会社に経営参加したため、船主はこれが代理契約上の義務違反にあたるとして、ブローカーに対する手数料の支払いを拒絶した。標準定期備船契約書式を使用している本件備船契約には次のような仲裁合意が含まれていた。「船主と備船者の間で紛争が生じた場合、係争事項は、ロンドンにおいて、各当事者がそれぞれ一人ずつ指名し、両当事者でもう一人を指名して、三名からなる仲裁人に付託されねばならない」。そこで、ブローカーは、一九九九年法の八条にもとづき、手数料の支払いを求めて仲裁を申立てた。しかし、仲裁に付されることに不服の船主は、仲裁人は本件についての管轄権を有していないとして、その旨の確認を高等法院に申し立てた。

判 旨

主な論点は、次の二点である。すなわち、①ブローカーは同法一条によって船主に対する固有の手数料請求権を取得したか。②それが肯定されるとして、仲裁合意は手数料請求をめぐる船主とブローカーとの間の紛争にも適用されるか。

① 本件備船契約では、明示的にブローカーに船主に対する手数料請求権を付与しているわけではないため一条一項(a)の適用はなく、同条項(b)が適用されてはじめてブローカーの権利取得が認められる。そして、本件備船契約の手数料条項が「第三者に利益を与えることを内容としている」ことは明らかであるため、同条二項の定める適用除外事由、「第三者に権利を取得させることを当事者が意図していなかったことが契約の適切な解釈によって明らかなる場合」に該当するかどうかが問題となる。両条項の関係につき、Colman判事は次のように述べる。「一九九九年法一条二項は、契約の適切な解釈上、当事者が受益条項を第三者に強行させる意図をもつことが明白でなければ一項(b)は適用されない、と規定しているのではないことに注意すべきである。それとは反対に、一項(b)は、契約の適切な解釈上、当事者が第三者に強行させない意図が明らかである場合には適用されない、と規定しているのである」¹⁵⁾。すなわち、一条二項は、第三者に利益を与える内容の契約を締結した当事者は当該第三者に権利を取得させる意思を有していたと推定する規定であり、契約の適切な解釈によってこの推定が破られない限り、第三者の権利取得が肯定されることになる。本件備船契約では、第三者への権利付与に対する反対の意思が明らかとはいえないため、第三者の権利取得が認められる。

これに対し、船主は推定を覆す事情として、海運業界において一世紀半にわたって確立してきた慣習の存在を主張した。備船契約の手数料条項については、備船者を信託者、船主を受託者、ブローカーを受益者と構成する信託理論が一九世紀半ばに確立し、後に貴族院もこれを承認している。¹⁶⁾この信託構成によれば、船主の手数料条項の不履行があった場合、船主に支払を請求できるのは備船者だけであり、ブローカーは備船者が訴求した場合に共同原告として訴訟参加しうるにすぎない。¹⁶⁾本件の船主と備船者もこの慣習にしたがった信託を設定したとみなされるべきであり、それゆえブローカーに対する権利付与の推定は破られる、と。

しかし、Colman判事は、一九九九年法の制定以降も従来の慣行がなお有効であることを認めたとうえで、同法に

よって第三者に対する直接の権利付与が可能となったにもかかわらず、ブローカーの手数料請求を信託関係にもとづく「きわめて面倒で不便な」¹⁷⁾ 手続に限定することを当事者が意図していたとどうい認めがたいとして、船主の主張をしりぞけた。

② 仲裁合意に関する八条一項は、一条にもとづいて第三者が強行できる契約条項が「仲裁合意の適用を受ける」場合には、当該条項をめぐる第三者と約束者の紛争について、第三者は仲裁の当事者となると規定している。この条項の意味について船主は、第三者が仲裁合意に拘束されるのは仲裁合意それ自体が第三者に適用される場合に限るとの趣旨であると主張した。この解釈によれば、仲裁条項の効力を第三者に及ぼすことが契約中で明示されていない場合、第三者に仲裁条項の効力が及ぶためには、仲裁条項それ自体が一条一項(b)によって第三者に対する効力を有することが必要である。本件では、「船主と傭船者の間で……」としてブローカーにはいっさい言及しない仲裁条項の文言から両当事者がブローカーを仲裁条項から排除する意思を有していたことは明らかであり、それは二項の適用除外事由にほかならないため、本件ブローカーへの八条の適用は否定されることになる。

しかし、Colman 判事は、大法官府が作成した法案注釈 (explanatory notes) で用いられた債権譲渡のアナロジーに依拠し、船主の主張とは反対に八条の適用を最も広く認める解釈をとった。すなわち、八条一項の「第三者は、本法の目的のために、仲裁合意の当事者として扱われる」という文言は、「債権譲渡との共通点を明らかに反映し、かつ完全に合致するものである。第三者は仲裁合意の当事者としては明示されていないが、事実上、第三者が約束者に対して受約者が有する権利の法定の譲受人となるということ、および一条四項に現れている一九九九年法の基礎となる考え方 (訳註・第三者の権利は契約の他の関連条項と適合的でなければならぬ) によって、第三者は受約者が契約上与えられている権利の実現手段、すなわち仲裁に制約されることから、実体的権利の強行という目的においては、第三者は受約者と同じ地位にある者と扱われることになる」¹⁸⁾。すなわち、約束者と受約者が仲

裁合意の効力を第三者に及ぼすことを意図していたかどうかを問わず、第三者が強行しようとする契約条項に関する約束者と受約者の間の紛争が、仲裁合意の対象範囲に含まれているならば (そしてそれだけを条件として)、第三者は受約者と同様に紛争を仲裁に付託する義務と権限を有する、と八条の規定を讀むのである。Colman 判事は、このような解釈にもとづき、本件の仲裁合意が手数料条項に及んでいるのは明らかであるから、ブローカーは自らの手数料請求を仲裁に付することができるとして、船主の異議をしりぞけた。

検 討

① 一条一項(b)と二項の関係について、法律委員会の報告書は、第三者に利益を与えるという契約条項がある場合には第三者に直接の権利が付与されたという推定 (rebuttable presumption) が働くが、契約の適切な解釈によつて、契約当事者が第三者に権利を取得させるつもりはなかったことが明らかな場合にはこの推定が破られると説明し、その証明責任は契約当事者 (通常は約束者) にあると述べていた。²⁰⁾ 論者の多くもこの点に異論はなく、²¹⁾ 本判決もこれを承認する形で、契約条項の強行を求める第三者は当該条項が自己に利益を与えるものであることを証明すれば足り、それを否定する約束者が、自己と受約者の双方に第三者に権利を付与する意図はなかったことを証明しなければならぬということを示した。

「契約の適切な解釈」とは、当事者の主観的意思を探究することではなく、通常の契約解釈の準則による客観的解釈のことである。²²⁾ 伝統的にイギリス法は、書面による契約の解釈において契約書の文言以外の外部的証拠を厳格に排除することを原則としてきたが、近年になってその原則は著しく緩和され、契約の「周辺事情 (surrounding circumstances)」²³⁾ ないし「基盤的事実 (matrix of fact)」²⁴⁾ を広く考慮に入れることが認められるようになってい

契約締結前の交渉過程や「このようなつもりだった」というような主観的意図は除かれるが、それ以外で契約締結時に両当事者が認識しえた事柄であれば、合理人を基準として契約文書の文言の理解に影響を与えたであろうと考えられる事情一切が含まれる。⁽²⁷⁾この解釈基準にたつならば、第三者への権利付与を争う契約当事者は、当該契約をめぐる取引慣行や契約外の合意、さらに契約当事者と第三者との関係などあらゆる事情を援用できることになり、その意味では契約当事者にとって有利である。⁽²⁸⁾

では、どのような事情があれば契約当事者は第三者に対する権利付与の推定を破ることができるのか。言い換えれば、この推定はどの程度の強度のものなのか。この点につき、法律委員会の法案作成の責任者である Burrows は、一九九六年の論文のなかで、私見としながら「これは強い推定である」とし、「第三者の権利を明示的に否定する契約条項がある場合か、第三者の権利取得と相容れない明示的な条項がある場合、または契約当事者と第三者が契約を連鎖的に締結し、第三者に利益を与える契約の債務を約束者が履行しないときのために受約者に対する契約上の権利を第三者に与えている場合」でない限り、通常この推定は破られないと述べている。⁽²⁹⁾ただし、法律委員会の報告書には「強い推定」という言葉は引き継がれていない。代わりに報告書は、本法が適用されない例として、建築請負契約の注文主と下請業者、および動産の製造者と購入者の関係をあげている。これらは Burrows 論文の三番目の「契約の連鎖」ケースに対応しており、契約中に第三者への権利付与を明示的に否定する条項や、権利付与と矛盾する条項がある場合に第三者の権利が否定されるのは当然といえるから、法律委員会の見解は Burrows のそれと一致するとみてよい。

それでは、建築請負契約と動産売買契約で第三者への権利付与の推定が破られるのは、いかなる「契約の適切な解釈」がなされるからであろうか。報告書は次のように説明する。⁽³¹⁾まず、建築請負契約においては、下請契約に「注文主に利益を与える」内容の条項が含まれていることが通常であり、下請業者の仕事に瑕疵や遅滞があった場

合、第三者たる注文主は約束者たる下請業者に対して直接に損害賠償を請求する権利を取得するということになりそうである。しかし、建築請負契約の当事者たちは、注文主と元請業者、元請業者と下請業者という連鎖的な契約関係で結ばれており、下請業者の債務不履行があった場合、注文主は元請業者に対して損害賠償を求め、次に元請業者が下請業者に対して求償するという責任追及の手順が建築業界で伝統的に確立しており、これを「契約の周辺事情」として考慮すると、元請と下請の両当事者は注文主に権利を付与する意図はなかったと解釈されることになる。「同様の理由で」、動産売買契約の目的物に瑕疵があった場合、その製品を小売業者から購入した者は、製造者ではなく、直接の契約の相手である小売業者に対して権利行使することになる。

これら「契約の連鎖」ケースから、一条二項の要件として、(i)第三者は直接の契約の相手方に対して救済を求める権利を有していること、(ii)第三者の権利行使を直接の契約の相手方に限定する業界慣行や商慣習が確立していること、の二点を導き出せそうである。しかし、建築請負契約に両方が備わっていることは間違いないとしても、「同様の理由で」という説明しか与えられていない動産売買契約の例では、(ii)の要素は薄く、購入者が小売業者に対する損害賠償請求権を有しているという(i)の要素が重視されていると考えられる。逆に言えば、第三者に他の救済方法がないということが第三者への権利付与を認めるうえで重要であるということであり、これは契約関係の法理から生じる主要な問題の一つとして「法の空白 (lacuna)」⁽³²⁾、すなわち「損失を被った第三者が訴えを提起できず、損失を被っていない約束者が訴えを提起できる」という不合理の発生が指摘されてきたことも整合的である。⁽³³⁾

Nisshin 事件では、「契約の連鎖」は存在しなかったが、ブローカーへの手数料支払いを信託構成によって処理する確立した慣行によって第三者の救済方法は確保されており、しかも備船契約の両当事者がその慣行による意思を有していたことも明らかであった。関係者が契約の連鎖で結ばれている場合と実質的には変わらない事情があったわけである。しかし、これらの事情は第三者に権利を付与するか否かの解釈上「中立」⁽³⁴⁾でしかなく、推定を破る

「権利付与を否定する積極的な意思」があったとは認められないとされた。したがって、解釈の振り子を第三者の権利否定の側に押しこむには、業界慣行や商慣習が第三者への権利付与を積極的に否定するものでなければならず、また第三者に他の救済手段が確保されている場合であっても、それが第三者にとって使い難いものではないことが必要ということになる。法律委員会の報告書が例示する二つの場合の他にどのようなものがこれに該当しうるのか、また第三者の救済をそれに限定しても不合理ではない他の救済手段と認められるのはどのようなものか、たとえば不法行為による損害賠償請求が確立している場合はどうか⁽³⁵⁾、など問題は多く残るが、いずれにしろ Coleman 判事は契約当事者の意思に明確に反する権利の第三者への付与を認めたわけであるから、これは相当に強い推定というほかない。それでは、Nashin 事件には欠けていた「契約の連鎖」が存在する場合には、解釈の振り子は推定を破る方向へどれほど動くのだろうか。次の Laemthong 事件はまさに二通の補償状によって当事者と第三者が連鎖的に結びついていたケースであり、この問題はそこで検討する。

② 仲裁条項の第三者への適用を認める八条は、一九九九年法の他の条項とは異なる制定経緯をもつ条項である。他の条項が法律委員会の勧告草案をほぼそのまま受け入れるかたちで条文化されたのに対し、八条に相当する仲裁を明確に扱った条項は、貴族院に提出された最初の法案には存在していなかった。法律委員会は、仲裁条項の取扱について「本プロジェクトでわれわれが直面した最も困難な問題の一つ⁽³⁶⁾」としたうえで、結論的には仲裁条項を強行する権利を第三者に与えることを明確に否定していたのである⁽³⁷⁾。ところが、庶民院における法案審議が進むなかで仲裁条項も同法の対象とすべきとの動議をうけて大急ぎで法案の修正がなされた結果、第三読会の段階でようやく現行八条のかたちとなり、貴族院で修正の承認を得て導入されるに至った⁽³⁸⁾。法律委員会が仲裁条項を勧告草案から除外した理由は、契約関係の法理の改革が第三者に権利と利益を付与することのみを目指しているのに対し、仲裁条項は第三者に仲裁の権利を与えるだけでなく義務をも課すものであるからである⁽³⁹⁾。大法官が貴族院での審議

に提出した法案注釈は、第三者に付与される利益を「負担付き利益」と構成することによってこの問題を切り抜けている⁽⁴⁰⁾。すなわち、八条は第三者に純然たる負担を課すのではなく、契約によって付与された権利を第三者が行使したければ満たさなければならない条件にすぎないと説明するのである。このような過程で挿入された八条は、他の条項のように熟慮されて起草されたものではないためにひととき明確さを欠いていると批判されており⁽⁴¹⁾、Nashin 事件は八条のなかでも主要な一項について、その不明確な内容の解釈に一定の指針を示したという点で重要である。

八条一項の規定は、一条によって第三者が契約条項を強行できる権利が仲裁合意に服する場合には、第三者はその権利の行使をめぐって約束者との間で生じた紛争につき、仲裁合意の当事者として扱われるというものであり、文言自体は簡明である。しかし、「第三者の権利が仲裁合意に服する場合」には複数の解釈の余地があり、最も限定的な解釈は、これを第三者自身が仲裁合意の対象となっている場合、すなわち第三者が契約条項を強行するには仲裁によらなければならないことを契約当事者が意図していた場合、と理解するものである。Nashin 事件の船主も依拠したこの解釈は、第三者の権利を「紛争を仲裁に付すことを条件として付与される利益」と構成する大法官府の見解に合致し、当事者意思の尊重は、仲裁の原則であるのみならず、契約関係の法理の改革の基本理念でもあることから、従来多くの論者はこの解釈を支持していた⁽⁴²⁾。

これに対し、Colman 判事がとったのは、受約者が当該契約条項を約束者に対して強行するときに仲裁合意が及ぶ場合には、第三者を仲裁合意に含める意図が契約当事者にあったかどうかを問わず、第三者は仲裁合意の適用を受ける、という八条の適用範囲を最も広げる解釈である。同判事はこの解釈の論拠として、第三者への権利付与と債権譲渡との共通点を強調する。第三者を債権譲受人と同視し、「債権譲受人はエクイティに従う」⁽⁴³⁾、すなわち譲受人が譲受債権を行使する際に訴訟手続上の負担や制限（すなわち仲裁条項や裁判管轄条項）を免れることは非良心

的として許されないとする準則が本法の第三者にも適用される、とするのである。しかし、債権譲渡の法理を類推適用するこのアプローチには批判が強い。本法の目的は、あくまで第三者に特定の契約条項を強行する権利を付与することであって、第三者を契約当事者にするのではないこと、⁽⁴⁵⁾「仲裁合意の当事者として扱われる」という規定の文言が法定債権譲渡を定める他の制定法の規定の仕方とは異なっていること、⁽⁴⁶⁾第三者と債権譲受人の同視は同法の他の諸規定と相容れないこと、⁽⁴⁷⁾などが指摘されている。⁽⁴⁸⁾

多数説のように「契約の適切な解釈」というワンクッションをおくことなく、仲裁合意があれば契約当事者の意思を問わず一律に第三者も仲裁付託の義務を負うとする本判決の結論には、仲裁にはふさわしくない紛争まで仲裁に付すことを余儀なくされることや仲裁人の構成の問題など実務的な観点からの批判も少なくない。しかし、より本質的な欠点は、契約当事者が明らかに意図していなかった内容を押しつける結果を容認したことであり、これは同法の立法趣旨を根本から揺るがしかねない問題である。さらに本判決の論理を敷衍すれば、問題は仲裁条項にとどまらず、排他的裁判管轄条項も当事者の意思に関係なく第三者にも適用されることになるだろう。Colman判事が「一九九九年法の基本理念」として援用した一条四項は、⁽⁴⁹⁾第三者の権利は契約の他の条項に、当事者の意思とは関係なく自動的に服するという趣旨ではなく、契約当事者が第三者の権利に対して自由に制限を加えることを認めるための条項であり、⁽⁵⁰⁾その基礎にあるのは当事者意思の尊重に他ならない。本判決が同法の解釈上の指針を示したはじめての判決であることは評価されるべきであるが、それが基本理念に反する内容を含む点については、今後さらに批判的な検討が重ねられる必要があるだろう。

3. Laenthong Glory⁽⁵¹⁾

本件もNisshin事件と同様に備船契約をめぐる事例である。Nisshin事件で示された一九九九年法一条をめぐる解釈の枠組みに控訴院が全面的な承認を与えており、今後の裁判所の進む方向を決定づける判決といえる。また、本件はNisshin事件と異なり「契約の連鎖」が存在するケースであり、一条二項で考慮される「契約の連鎖」とはどのようなものでなければならぬかを示した点でも注目される。

事実の概要

本件船舶は砂糖をイエメンに運送する目的で備船され、船主と備船者との間で締結された備船契約には、目的港で船荷証券が用意できない場合、船主は備船者が補償状を差し入れるのを条件として船荷の引渡しを行うという条項が含まれていた。積荷は航海中に備船者から荷受人に売却されたが、目的港に到着したときに船荷証券が未着であったため、備船者は補償状を船主に差し入れた。このとき、備船者は荷受人に自らへの補償状の差し入れを要請し、これに応じて荷受人が備船者へ宛てた補償状を差し入れると、備船者はその写しを船主に送付した。この第二の補償状の差入れが、備船契約上の義務にもとづくものではなく、また船主が要請したものでなかったことは重要である。

二通の補償状は、第一のものが備船者から船主に宛てられたもの、第二のものが荷受人から備船者へ宛てられたものと、それぞれ当事者は異なるものの、同じ標準書式を用いており、ともに「当方の要請によって船荷を引渡しのために生じうる一切の責任、損失、損害または出費に関して、貴殿、貴殿の使用人、および貴殿の代理人に補償

し、損害を与えない」「船荷の誤引渡しが原因で船舶が差押えを受けた場合には、貴殿に差押えの解除に必要な担保を提供する」といった補償条項を含んでいた。

船主が荷受人に積荷を引渡し後、信用状の発行銀行が、所持する（と主張する）船荷証券にもとづいて船荷の価額の支払いを求めて船舶を差押えた。そこで船主は、二通の補償状にもとづいて、備船者と荷受人の双方に対し船舶の差押え解除のための担保の提供を求めて提訴した。⁽⁵³⁾これに対し荷受人は、自己の補償状の名宛人が備船者であること、および船主の要請で差し入れたものでもないことから、自己の補償状がカバーしているのは備船者が負う責任であって船主のそれではないと反論したが、原審である高等法院の *Cooke* 判事が船主の主張を認めて備船者と荷受人の両者に対して担保の提供を命じたため、控訴院に上訴した。⁽⁵⁴⁾

判 旨

論点は、次の二点である。すなわち、①荷受人が差し入れた第二の補償状は船主に利益を付与しているか（一条一項(b)）。②それが肯定されるとして、二通の補償状による連鎖的結びつきは第三者に対する権利付与の推定を破る事情と解されるか（一条二項）。

① 控訴院の *Carter* 判事は、補償状の文言に即して読めば、たしかに第二の補償状中の「貴殿」という言葉が指すのは名宛人たる備船者に他ならないと認めたうえで、しかし契約文書の解釈は周辺事情や基盤的事実、および取引通念⁽⁵⁵⁾に照らして解釈すべきであるとして、一条一項(b)の適用を肯定した原審の *Cooke* 判事の判断を全面的に支持した。すなわち、補償状がカバーする積荷の誤引渡しや船舶の差押えなどで生ずる損失を被るのは、備船者ではなく船主であるから、補償状は船主に利益を与えているといえる。また、荷受人が第二の補償状を差入れた目的は積荷の引渡しを得ることにあるが、積荷を現に占有しているのは備船者ではなく船主であり、備船者が荷受人に積

荷を実際に引き渡すには船主に代理してもらうしかない。すなわち、「積荷の引渡しのために船主は備船者の代理人として行動しており、それゆえ船主は『貴殿の代理人』という表現でカバーされている者であると言うべきである」⁽⁵⁶⁾。したがって、第三者は契約中で明示的に特定されていなければならないとする一条三項の要件も満たしている。

② 一条一項(b)と二項との関係については、原審も控訴院も *Wishart* 事件の証明責任のルールを既に確立したものと踏襲した。すなわち、原告である船主による当該条項が自己に利益を与えるものであるとの主張が認められた以上、被告である荷受人が自己と備船者には船主に権利を付与する意図はなかったことを証明しなければならない。そこで荷受人は、建築請負契約や動産売買契約についての法律委員会の報告書の記述を引用し、これら例示されたケースと同様に、二通の補償状で連鎖された本件当事者もまた船主が直接の相手方である備船者を飛び越えて直接荷受人に対する権利を取得させようとの意思はなかったと解釈されるべきであると主張した。

この点について、原審は次のように述べていた。「これらの状況（建築請負契約や動産売買契約）は、周知のものであり、慣習的に形成される法的枠組みが契約によって飛び越えられることは通常ないという取引慣行が形成されている。しかし、本件ではそのような取引背景などは存在しない。補償状には様々な書式があり、条項をめぐる当事者の論争も数多く蓄積されている。それゆえ、補償状はその固有の条項にしたがって個別具体的に解釈されなければならない」⁽⁵⁷⁾。控訴院はこの判断を支持し、次のように論じて荷受人の主張をしりぞけた。「荷受人の補償状の全体的な目的は、一方で荷受人が船荷証券の提示なしに船荷の引渡しを受けられるようにすることであり、他方で船荷証券の所持人が起こす可能性のある差押えその他の訴訟の結果から船主を完全に保護することである」⁽⁵⁸⁾。本件補償状はこの目的が実現されるよう解釈すべきであり、論点①で補償状が船主に利益を与えることを意図していると認定した以上、「にもかかわらず荷受人が船主に対して直接責任を負うことは意図されていなかった、などと判示するのはナンセンスである」⁽⁵⁸⁾。

検 討

① 控訴院が、積荷の誤引渡しや船舶の差押があった場合に損失を被るのは備船者ではなく船主であるから、補償状による保護を必要とするのは船主である、ゆえに荷受人の補償状の利益は船主に対して与えられている、とする契約目的から解釈を導くアプローチをとったことは注目に値する。このような目的論的解釈は、近年展開が著しい契約解釈の新しい手法の一つであり、「契約の背景事情」の具体的な判断方法を示したものであるとして今後の判決に少なからぬ影響を与えられると思われる。

② 本件のもつより大きな意義は、第三者への権利付与の推定を破る事情となる「契約の連鎖」をきわめて限定的に解する裁判所の姿勢が明確になったことである。高等法院も控訴院も、法律委員会が例示する建築業界や動産売買契約のケースでは、契約の連鎖を飛び越して直接の契約の相手方以外に賠償請求しないという業界慣行ないし共通了解が形成されているのに対し、補償状の連鎖にはそのような事情は存在しないと断じて荷受人の主張をしりぞけた。しかし、この断定には何ら根拠が示されていない。実際には、船主は一般的に荷受人の補償状より備船者の補償状を重んじ、船主に補償した備船者が荷受人に求償するという処理が通常であると言われる⁽⁸⁰⁾。また、両裁判所は、補償状の書式は多様であり条項をめぐる紛争も多いと述べるが、少なくとも本件の二通の補償状は国際的に広く使われているP&Iクラブの標準書式に準拠しており、その内容について備船者と荷受人は海運業界の常識的理解で一致していたはずである。したがって、裁判所が建築請負契約などにおける契約の連鎖と本件の補償状の連鎖とを区別する理由は説得的なものではない。

そもそも、法律委員会が建築請負契約を本法の適用対象外とするうえで示した理由自体、必ずしも十分に支持されているとは言い難い。建築業界では、注文主・元請人・下請人は損害賠償請求などを元請契約・下請契約における直接の相手方にしか行わないという共通理解が確立しているといわれるが、このような共通了解や業界慣行は、

第三者が契約上の権利を行使することが契約関係の法理のせいで禁じられていたからこそ形成されたものであり、本法の制定によってそのような制限がなくなった現在、維持され続けなければならない理由はない。⁽⁸²⁾ *Nashin* 事件では、まさにこの論法によって、ブローカーの手数料請求は信託構成で処理する慣習が確立しているとする船主の主張がしりぞけられている。

一つのプロジェクトに元請・下請と多数の業者が複雑にかかわることの多い建設業界が、注文主が下請業者に対して直接に損害賠償を請求したり、あるいは下請業者間相互で損害賠償を請求し合う事態が生じることに強い危機感を抱き、適用除外業界としての指定、または一条一項(b)の削除そのものを求めて盛んにロビー活動を行ったことはよく知られている⁽⁸³⁾。法律委員会が適用除外例として建築請負契約を特に強調しているのには、建設業界が懸念する、多数の建築業者がネットワーク状に結びつく大規模な建築請負契約が本法の適用外であることを明確に保証することによって、有力業界の強硬な抵抗をかわす狙いがあったことは否定できない。このように考えると、建築請負契約は「契約の連鎖」が存在するとして推定が破られる多くの場合の単なる一例としてあげられているのではなく、動産売買契約（これは建築請負契約の添え物として付加されただけのように見える）と合わせて、いわば限定列挙と位置づけるのが適切であろう。少なくとも、単に当事者と第三者を単線的に結びつけるにすぎない単純な「契約の連鎖」には推定を破る力はほとんどないと理解するのが妥当であり、本件判決はこの見方を裏付けているように思われる。

「契約の連鎖」論をしりぞけた控訴院は、一条二項の「契約の適切な解釈」についても、①と連動させる目的論的な判断枠組みを示した。すなわち、第三者に利益を与えている以上、第三者にそれを強行する権利を与えなければ意味がない、という論理である。このような解釈手法のもとでは、第三者への権利付与の推定は、当事者が第三者の権利を否定する意思を契約中で明示していた場合を除いて、ほとんど破りようがあるまい。今後の判例がこれ

を踏襲するならば、同法によって第三者の権利取得が認められるケースの範囲は相当に広いものとなるであろう。

4 おわりに

二つの判決の考察を通して、ある契約条項が第三者への利益付与を目的としていると認められる場合（一条一項(b)、当事者には当該条項を強行する権利を第三者に付与する意思があったと推定され、そしてその推定は極めて強固なものであって、推定が破られて第三者の権利が否定されるのは（一条二項）、ごく稀な場合に限定されること）が明らかとなった。したがって、今後同法の適用をめぐって生じる紛争の多くは、入口の部分、すなわち問題の契約条項が「第三者に利益を与えることを目的としている」かどうかに関するものとなるだろう。この点につき、Zisslin 事件では備船契約の手数料条項がブローカーに利益を与える内容であるのは明白として検討の対象とすらされず、Laenthong 事件では補償状がカバーする損失を被るのは船主であるから、船主に利益を与えることが目的とされている、というアプローチによって比較的容易に利益付与の目的が認定されたことは既にみた通りである。しかし、状況によっては、第三者への利益付与であるか否かは非常に難しい判断となりうる。

この問題について、「Reitel は、B が「隣の C との間にあるうちの生け垣を刈り込んでくれ」と A を雇った、という有名な例をあげ、たしかに A の植木仕事は C の利益になるが、この「契約条項」は C に利益を与えることを目的とはしていないという。⁽⁶⁵⁾ Burrows はこれを、「第三者に利益を与えることを目的とする」という要件に該当するには、第三者が直接に約束者から利益を受けることが必要であり、約束者の義務履行から間接的ないし偶然的に利益を得る場合は含まない、と説明している。⁽⁶⁶⁾

法律委員会の報告書にも、B が娘 C の誕生日の贈り物として「C の家に温室を建てるよう」A を雇った、という

類似の事例があげられている。⁽⁶⁷⁾ところが、これは、第三者 C に利益を与えることを目的とした契約条項であって A に債務不履行があった場合に C が直接 A に対して損害賠償を請求できる例としてあげられているのである。契約中で C が受益者として特定されていることが、「Reitel」の生け垣の例と区別される決め手とされている。これとは反対に、B が「遺言を修正して C に遺贈するようにしたい」とソリシター A を雇った場合には、この契約は C に利益を与えることを目的としておらず、A の過誤で B の死亡までに遺言の修正が間に合わなかったとしても C が A に対して債務不履行にもとづく損害賠償を請求することは認められないとする。このような遺言作成の過誤ケースを本法の適用対象からいかなる論拠で除外するかは、法律委員会が最も頭を悩ませた問題であった。⁽⁶⁸⁾ソリシターのネグリジェンス責任が判例上確立しているこの領域で新たに契約責任を認めることは、契約法と不法行為法の境界線を不法行為法の側に大きく動かすことを意味し、私法領域全体に多大な影響を与えることが避けられないからである。しかし、温室のケースと遺言のケースとの区別はそれほど明らかなものであろうか。遺言ケースで受遺者 C が受けるべきであったのも、温室ケースと同様に、単なる偶然的な利益ではない。報告書では、遺言ケースにおけるソリシターの仕事は、遺言者が受遺者に利益を与えることを可能にすることにすぎないから、との説明が与えられているが、温室の例でも建築業者の仕事は父親が娘に温室という利益を与えることを可能にすることであると言うことができる、両者を区別する十分な説明になっていない。⁽⁶⁹⁾ソリシターに対するネグリジェンス責任の追求が既に判例法で認められているという法律委員会が与えている説明は、別ルートの救済方法の存在を重視しない Zisslin と Laenthong 両事件の後では説得力を大きくそがれている。また、Laenthong 事件の目的論的解釈を適用するならば、遺言者とソリシターの間の遺言作成に関する委任契約が受遺者への利益付与を目的としていないという結論を導くのは困難であろう。

二つの判決はまた、契約の拘束力の根拠をめぐる古くて新しい論争に一石を投じ、議論を活発化させる契機とも

なりうる。第三者の権利を契約上の権利と構成する法律委員会の見解⁽²⁾に対しては、取引理論にもとづく契約法体系を根底から覆すとの強力な批判があった。法律委員会は意思理論に依拠した当事者意思の尊重の強調によってこうした理論的批判をかわし、多くの論者もこれを支持してきたが、当事者意思に明確に反する仲裁条項の第三者への適用を肯定し、あるいは当事者が意図していなかったことが明らかな第三者の請求権を契約の目的論的解釈によって認めた両判決は、意思理論による説明の限界を示したといえる。それを補足する第三者の権利の理論的根拠としては、第三者の信頼保護という信頼理論に依拠したものとなる⁽³⁾が、伝統的な契約理論からはすなりとは受け入れがたい議論であろう⁽⁴⁾。

実務上は、契約書で明確に第三者の権利を否定するか、あるいは第三者に権利を付与する権利の範囲を明確に画定しておくことの重要性が繰り返し説かれている。これは無難な態度であるばかりでなく、「第三者に権利を与えるか否かを決めるのは当事者次第である。付与する権利を限定するかどうかを決めるのも当事者次第である⁽⁵⁾」という貴族院審議で大法官が述べた同法の精神とも合致する。「一九九九年法対策」が一段落ついて同法に対する警戒心がとけ、同法の精神に対する理解が進む次の段階に至れば、消極的な対応から積極的な活用へと流れが移り、第三者に対する免責条項や当事者の契約変更・取消権の問題など、本稿で論じた以外の重要な問題についての判例も現われてくるだろう。一九九九年法の不確実さが解消するにつれて同法の活用場面が広がり、判例の積み重ねによってさらに明確化が進むという相乗効果が生まれることを期待し、これからの展開を注視していきたいと思う。

注

- (1) いうべき意味の“privity rule”のコロラリーである「契約の履行を請求できるのは契約当事者だけである」という命題を“third-party rule”ともいうが、本稿では両者を特に区別せずに「契約関係の法理」と呼ぶ。
- (2) たゞ、建設業界における標準契約書式の改訂に「Corne and Winward, *Winward Fearon on Collateral Warranties* (2nd edn, 2002), at 58-59.
- (3) Chen-Wishart, *Contract Law* (2005), at 626. なお、同法の最も熱心な支持者の一人も、制定後半世紀余でわずか二件しか公判判例がなう一九四三年法改革（目的達成不能の契約）法と対照させて「一九九九年法は、これからの半世紀で注目すべき判例をはるかに豊饒に生み出すことは間違いない」と楽観的に述べていた。Andrews, “Strangers to Justice No Longer: The Reversal of the Privity Rule under The Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999” [2001] CLJ 353, at 379-380.
- (4) Law Commission Report No.242, “Privity of Contract: Contracts for the Benefit of Third Parties” (Cm 3329, July 1996) (hereafter, *Report*) para 6.8.
- (5) Degeling, “A Consideration of the UK Law Commission’s Consultation Paper, “Privity of Contract” (1993) 6 JCL 177, at 177.
- (6) Report paras 5.16 and 13.2; see Treitel, *The Law of Contract* (11th edn, 2003), at 580-581.
- (7) *Infra* n.16.
- (8) その他の条文については、川元「イギリス一九九九年契約（第三者の権利）法」九大法学八〇号（二〇〇〇年）八七頁以下の訳語を参照。
- (9) 契約関係の法理の改正を推進した法律委員会は、当初の段階では、第三者に対する利益付与の意思および権利設定の意思のうち二重の意思要件を勧告していた。Consultation Paper No. 121 “Privity of Contract: Contracts for the Benefit of Third Parties” (1991), para 5.10. ところが最終的には「Privity of Contract (Privity) Act 1982」ではなく、現行の形が採用された。

- (10) Burrows, "The Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999 and Its Implications for Commercial Contracts" [2000] LMCLQ 540, at 543-544.
- (11) Nisshin Shipping Co Ltd v. Cleaves & Co Ltd [2003] EWHC 2602 (Comm) (hereafter "Nisshin").
- (12) *Nisshin* para [23].
- (13) Robertson v. Wait (1853) 8 Exch 299.
- (14) Les Affréteurs Réunis SA v. Leopold Walford (London) Ltd [1919] AC 801.
- (15) Treitel, *supra* n.6 at 649-650. 手続料条項についてブローカー単独の訴えを認めると、船主は備船者とブローカーからの二重の責任追及にさらされる恐れがあることを理由とする。
- (16) 一九九九年法七条は、「一条は、第三者の既存の権利や救済、または本法とは別に第三者が主張しうる権利や救済には影響を及ぼさない」と規定する。
- (17) *Nisshin* para [31]; Merkin (edn), *Privity of Contract: the Impact of the Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999* (2000), at 146-147.
- (18) 後注(40)参照。
- (19) *Nisshin* para [42].
- (20) *Report* paras 7.17-7.18.
- (21) Burrows, *supra* n.10, at 544 (なお、法律委員会の報告書作成の責任者である Burrows の見解は本法の解釈にあたって特に重視をむくべき) 上の論文は Nisshin 判決中での言及がなされている; Dean, "Removing a Blot on the Landscape — The Reform of the Doctrine of Privity" [2000] JBL 143, at 147.
- (22) 一条二項は「契約の当事者 (parties)」と規定しているため、約束者自身が意図していなかったことだけでは足りず、受約者にも権利付与の意図がなかったことが必要である。Treitel, *supra* n.6, at 653.
- (23) Burrows, *supra* n.10, at 545; *Report* para 7.18 (iii).
- (24) Reardon Smith Line Ltd v. Yngvar Hansen-Tangen (The Diana Prosperity) [1976] 1 WLR 989, at 995, *per* Lord Wilberforth.

Wilberforth.

- (25) Prehn v. Simmonds [1971] 1 WLR 1381, at 1384, *per* Lord Wilberforth; Investors Compensation Scheme Ltd v. West Bromwich Building Society [1998] 1 WLR 896, at 912, *per* Lord Hoffmann.
- (26) 契約前交渉の不顧慮原則 (prior negotiations restriction) は、契約は客観的に解釈されるべきであり、交渉過程における当事者の主観的意味は考慮されるべきでない。また解釈の対象は最終的な合意そのものではなく、むしろプロセスではなく、なぜその根拠となる (McKendrick, *Contract Law: Text, Cases, and Materials* (2nd edn, 2005), at 416)。ただし、例外的に、最終的な契約書面に不明確な語句が存在する場合には、当事者が付与した特定の意味を明らかにするために契約前交渉を考慮する必要がある (契約前交渉や事後的行為などの不顧慮原則を批判的に考察したものとして McMeel, "Prior Negotiations and Subsequent Conduct — The Next Step Forward for Contractual Interpretation?" [2003] 119 LQR 272 が参照)。Hoffmann 卿は「契約の新しい解釈基準を提唱したこの事件 (*ibid.*) での原則を一旦認めれば、その境界はむしろ不明確である」と付け加えた。この判示を契機に同原則をめぐる議論が活発化し、Nicholas 卿は「この問題は将来の慎重な検討の機会に委ねよう」と述べて貴族院レベルでの議論の展開を促唆している (Bank of Credit and Commerce International v. Ali [2001] UKHL 8 para [31])。
- (27) 契約の解釈に外部的証拠の使用を極める広範に認められる Hoffmann 卿の解釈基準には支持者も多いが (e.g. Kramer, "Common Sense Principals of Contract Interpretation (and How We've Been Using Them All Along)" (2003) 23 OJLS 173)、解釈に多大な不確実性をもたらすという批判も少なからず (e.g. Staughton, "How Do the Courts Interpret Commercial Contracts?" [1999] CLJ 303, at 306-308)。
- (28) Roe, "Contractual Intention under Section 1 (1) (b) and 1 (2) of the Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999" (2000) 63 MLR 887, at 891 は、契約の周辺事情によって第三者の権利が容易に否定されることが懸念し、Hoffmann 卿の解釈基準は契約当事者間のみ妥当するものでもなく、第三者のためにする契約においては第三者が知り得なかった事情を考慮することを控えるべきであるとみる。
- (29) つれに該当して権利取得を否定される第三者の例として Chen-Wishart, *supra* n.3, at 646 は、土地所有者と建築業者

との建築契約中に、相手方の合意なく契約上の地位を譲渡することを禁ずる条項があるにもかかわらず、土地所有者が合意なく所有権の一部を譲渡した場合の譲受人をあげる。

(30) Burrows, "Reforming Privity of Contract: Law Commission Report No 242" [1996] LMCLQ 467, at 473.

(31) *Report para 7.18 (iii)*.

(32) *Report para 3.3*; Burrows, *supra* n.30, at 468-469.

(33) その典型的な例は、契約関係の法理の二〇世紀におけるリーディングケースとされる *Beswick v. Beswick* [1968] AC 58 である。この事件では、A が自分の死後妻 B に年金を終生支払うことと引き替えに、甥 C に一切の営業権を譲渡した。C が A の死後この約束を果たそうとしないため、B が受益者としての B 自身の地位と、A の遺産管財人としての地位の両方にもとづいて履行を訴求したが、一方で B は契約当事者でないために固有の請求権をもたず、他方で A は C の債務不履行によってなら実質的な損失を被っていないから名目的損害賠償しか得られないとされた（ただし結論的には、貴族院は A の遺産管財人としての B に特定履行を認めることによって、実質的な救済を B に与えた）。

(34) *Nisshin para [23]*. Treitel, *Some Landmarks of Twentieth Century Contract Law* (2002), at 105 は、*Beswick v. Beswick (ibid.)* が一九九九年法のもとで問題となったと仮定した場合、もし A C が B に権利を取得させたいと思っていれば、契約書作成を依頼したソリシターに指示することによって容易にその旨の条項を契約中に明示的に書き込ませることができたはずであり、にもかかわらず敢えてそれをしなかったという事実は、A C には B にそうした権利を与える意図がなかったという解釈を導くのではないかと示唆している。Roe, *supra* n.28, at 894 も、当事者が第三者への権利付与を明示しなかったことこそが重視されるべきだと指摘する。しかし、Colman 判事の解釈指針によれば、このような第三者の権利についての「沈黙」が neutral 以外として評価されるのは稀である。

(35) *Infra* n.69 and text.

(36) *Report para 14.14*.

(37) *Ibid.*, Recommendation (52). また、勧告草案は、適用除外を規定する六条に仲裁合意と裁判管轄合意を含ませていた (draft Bill clause 6 (2) (d) and (e))。なお、法律委員会のこの方針には当初から批判も少なくなかった。see Tettenborn,

"Third Party Contracts — Pragmatism from the Law Commission" [2000] JBL 602 at 610-611.

(38) HL Dev vol 606 col 1363-1364, 10 November 1999 (Merkin, *supra* n.17, at 508-509).

(39) *Report paras 14.14-14.18*; Burrows, *supra* n.10, at 551-552.

(40) 一九九九年法の貴族院での審議でも参考とされた大法官府の法案注釈は、八条を次のように解説する。

[33] 八条は、一九九六年仲裁法の諸規定が本法のもとでの第三者の権利について適用されることを保証している。もし本条がなければ、第三者が約束者と受約者との間の仲裁合意の当事者ではないため、一九九六年仲裁法の主要な諸条項は適用されないことになる。

[34] 第一項は、最も生じやすいと思われる状況について規定する。第三者の実体的権利（たとえば約束者による弁済）は、紛争が仲裁に付されることを条件として付与される、ということである。本項は『条件付き利益』の見解に立脚しており、実体的権利を強行しようとする第三者は、自己の権利を仲裁に付託することができるだけでなく、仲裁に付託する義務をも負う（それゆえ、たとえば一九九六年仲裁法九条により、第三者に対して訴訟手続の停止が命じられうる）。このアプローチは、手続上の負担を免れて非良心的に実体的利益を得ることを禁じられる債権譲受人に対する扱いと類似している。「第三者による実体的利益の強行に関する……紛争」は、広い範囲をもち、（契約条項の強行を欲する）第三者と約束者の間に生ずる、当該条項の有効性や解釈、存否や履行についての紛争、第三者が条項を強行する権利を有するか否かについての紛争、仲裁裁判の管轄権についての紛争、あるいは仲裁判断の承認および強制力についての紛争を含むことが意図されている。ただし、「純然たる」負担を第三者に課することは避けねばならないから、たとえば約束者が第三者に対して提起した不法行為法上の損害賠償請求をめぐる別個の紛争などは除外される。

[35] 第二項が適用される場合は一項より稀となろう。本項は第三者が第一項のもとで仲裁に付す権利を与えられている状況について規定するが、しかし第一項を基礎づける「負担付き利益」のアプローチは適用できない。たとえば、契約当事者が第三者に、第一項のもとで第三者に付与された権利に関する紛争以外の紛争を仲裁に付す片務的権利、ないし権利を与える場合である。第三者に純然たる負担を負わせるのを避けるため（たとえば、契約当事者が、約束者が第三者に対してなす不法行為訴訟を仲裁に付す権利を第三者に付与するような状況において）、本項は第三者が当該権利の行使を選

択することを要求する。本項末尾の時間の規定（訳註：第三者は当該権利を行使する直前に仲裁合意の当事者となったとみなされる）は、第三者が一九九六年仲裁法九条にもついで訴訟手続の停止を申し立てるなどの形で仲裁に付託する権利を行使することを可能ならしめるためにおかれている。一九九六年仲裁法九条のもとでは、訴訟手続の停止を申し立てる権利は、既に仲裁合意の当事者となっている者のみが行使できるからである。

(41) Diamond, "The Third Man: The 1999 Act Sets Back Separability?" (2001) 17 Arbitration International 211, at 212 は、本条を「読みかき」の点で落第であり、その意味を解説するのにも多大の辛抱と時間を要する」と評している。

(42) Ambrose, "When Can a Third Party Enforce an Arbitration Clause?" [2001] JBL 415, at 431.

(43) Ambrose, *ibid.* at 421-424; Merkin, *supra* n.17, at para 6.42; Burrows, *supra* n.10, at 552-561. 同条項は仲裁条項が「受約者と同一ように第三者にも適用されることを」当事者が意図していたと解される場合にのみ「適用されると述べている」。

(44) Treitel, *supra* n.6, at 689-691.

(45) Mckendrick, *supra* n.26, at 1252.

(46) たゞせば、一九三〇年第三者（保険者に対する権利）法一条一項は、「保険契約にもとづく被保険者の保険者に対する権利は……第三者に移転せしめ付与せられ（be transferred to and vest in）」とらる表現を用いている。see Parker, "Shipbrokers' Commission and Arbitration Clauses: The Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999 has Its First Outing to Court — *Nisshin v. Cleaves*" [2004] LMCLQ 445, at 451.

(47) たゞせば、四条は、受約者も契約を強行する権利を保持し続けると規定する。

(48) 法律委員会の報告書も、わずか一箇所 (*Report* para 10.29) で債権譲渡のアナロジーを「正確ではないが、有益ではある」と評価しているだけで、それ以上の議論を展開していない。

(49) Stevens, "The Contract (Rights of Third Parties) Act 1999" (2004) 120 LQR 292, at 301; Ambrose, *supra* n.42, at 423-424 注。本判決から生ずる問題のいくつかについて、仲裁合意の文言次第では、船主と傭船者が指名した仲裁人のみで構成される仲裁裁判に第三者が服せしめをえなくなる場合があることを指摘する。

(50) *Supra* n.19. なお、第三者の権利は「契約の他のすべての関連条項に服し、かつ適合しなければならない」とする本条項は、法律委員会の勧告草案には存在していなかった。勧告草案では第三者が強行できるのが「契約」とされていたのを、法案起草段階で「契約条項」と変更したのにもとづいて挿入された。

(51) MacMillan, "A Birthday Present for Lord Denning: The Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999" (2000) 63 MLR 721, at 725-726.

(52) Laemthong International Lines Co Ltd v. Artis (The Laemthong Glory) (No. 2) [2005] EWCA Civ 519 (hereafter "*Laemthong* (CA)"). see Rawlings, "Third Parties Right Contract — *The Laemthong Glory*" [2006] LMCLQ 7.

(53) 本件訴訟の前に、船主は荷受人らに対する財産移転凍結命令 (freezing injunction) を高等法院に求め、二度却下された後、三度目に認められた。しかし、荷受人らの異議申立を受けた高等法院（偶然であるが、このときの裁判官は Nisshin 事件の Colman 判事である）は、財産散逸の現実的恐れがないとして申立を認容し、命令を取消した（[2004] EWHC 2226 (Comm)）。やがて船主は担保の提供を求めた本訴訟を提起したわけである。

(54) [2004] EWHC 2738 (Comm) (hereafter "*Laemthong* (QB)")

(55) *Laemthong* (CA) paras [41] and [48].

(56) *Laemthong* (QB) para [34].

(57) *Ibid.*, para [45].

(58) *Laemthong* (CA) para [54].

(59) See MacMeel, "Language and the Law Revisited: An Intellectual History of Contractual Interpretation" (2005) 34 CLWR 256.

(60) Eyles, "Business Contracts: Contracts and the Rights of Third Parties: Business Concerns" (2005) Ad bus 4.8 (11).

(61) *Laemthong* (QB) para [7].

(62) Tettenborn, *supra* n.37, at 605; MacMillan, *supra* n.51, at 725; Merkin, *supra* n.17 paras 7.48-7.51.

(63) *Report* para 1.7; HL Deb vol 596 col 1424, 2 February 1999 (Merkin, *ibid.*, at 474-475).

- (64) 建設業界の利益を代表して同条項の削除を求めたHowie 卿も、トンネルや運河の建設を例にあげて、「一九九九年法が想定する「対」の契約とは異質である」ことを強調している (*ibid.*)。
- (65) Treitel, *supra* n.6, at 653.
- (66) Burrows, *supra* n.10, at 544.
- (67) *Report* para 7.39.
- (68) *Report* para 7.19.
- (69) White v. Jones [1995] 2 AC 207.
- (70) *Report* para 7.20.
- (71) Stevens, *supra* n.49, at 307.
- (72) *Report* para 14.6.
- (73) Kincaid, "Privity and Private Justice in Contract" (1997) 12 JCL 47, at 56; "Privity Reform in England: The Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999" (2000) 116 LQR 43.
- (74) e.g. Phang, "On Justification and Method in Law Reform — The Contracts (Rights of Third parties) Act 1999" (2002) 18 JCL 32.
- (75) Mitchell, "Privity Reform and the Nature of Contractual Obligations", (1999) 19 LS 229, at 238-241; Stevens *supra* n.49, at 294-295.
- (76) Than, "Trust, not Contract: Restoring Trust in the Contracts (Rights of Third Parties) Act" (2005) 21 JCL 107
で「第三者の権利は契約では説明できず、要件を緩和した信託であるべきである。これを対しては「ハーシーラン」の Contract (Privity) Act 1982 を準備した同国法律委員会の当時の主要メンバーから「制定法による新たな契約方式」であるの反論が必要である。Coote, "Contract not Trust: Some Questions about the Contracts Rights of Third Parties) Act from Another Perspective" (2006) 22 JCL 72.
- (77) HL Dev vol 596 col 1433-1434, 2 February 1999 (Merkin, *supra* n.17, at 482).